

2014 1/10

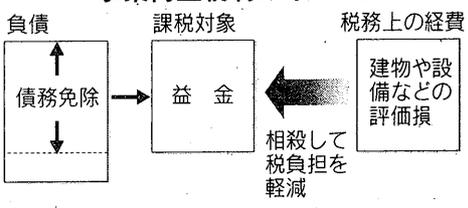
個人事業再生促す

金融庁 債務免除時の税軽減

金融庁は中小企業の再生支援策を拡充する。経営が振るわない個人事業者が銀行から債務免除を受けると、債務免除を軽減する。企業が不採算部門事業から撤退したり、過剰債務を減らしたりして再挑戦しやすい環境をつくる。

のは、個人事業者向け事業再生税制だ。保有する建物や設備などの評価損を税務上の費用（損金）に算入できるようになり、債務免除（貸し手の銀行にとっては債権放棄）の際に生じる所得税を軽減する。損金算入は事業で使っている設備や建物などが対象で、不動産や事業とは関係のない自宅は含まれない。

事業再生税制のイメージ



いまの税制だと個人事業者が銀行から債務を免除してもらえると、その分だけ利益（債務免除益）が出たとみなし、課税の対象になる。個人事業者は税金を払えず、債務免除に二の足を踏む一因となっていた。

経営の立て直しには地域経済活性化支援機構を活用する。地銀などと共同でつくるファンドが支援先に企業再生の専門家を派遣する機能を追加する方向だ。これまでファンドや金融機関に限り派遣を認めていたが、新たに国が紹介するコンサルタントや公認会計士、弁護士、銀行などの出身者を直接支援先に派遣できるようにする。

機構の出資機能も見直す。個別の意思決定に口を出さず資金の出し手になる「LP」という手法を加える。民間の再生ファンドには官民ファンドが丸抱えで支援すれば、民業を圧迫するとの不満がある。純粋な投資家に徹する機能に限ること、民間の批判に配慮する。金融庁は機構法改正案を通常国会に提出する。

同庁は2013年9月の監督方針で銀行に資金供給を拡大するように促しており、その前提として中小企業の再生を重視している。2月から適用する中小企業向け私的整理の新指針でも、最大460万円程度の生活費などの財産を経営者の手元に残すことを認め、中小企業の再起を促す。